

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市輸送交通業務実施要項

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市輸送・交通基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における輸送交通業務の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関及び関係団体等の協力を得て、安全かつ円滑な輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をい

う。) の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等の内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関及び関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関及び関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて、鉄道駅に設置した案内所において、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって近江八幡市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手、監督、競技役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技が近江八幡市と近江八幡市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

実行委員会は、県実行委員会と協議のうえ、選手、監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舍の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関及び関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

実行委員会は国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

実行委員会は各競技会の円滑な運営に万全を期するため、近江八幡警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

実行委員会は輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

実行委員会は輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

実行委員会は交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、近江八幡警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得

て、競技会場及び練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な処置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

実行委員会は、国スポ期間中の交通混雑緩和及び環境負荷軽減のため、輸送対象者に対し公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、渋滞の原因となる路上駐車防止の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

実行委員会は、国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修等、必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年2月21日から施行する。